議案第１８１号

上越市ろばた館条例の一部改正について

上越市ろばた館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市ろばた館条例の一部を改正する条例

上越市ろばた館条例（平成１６年上越市条例第１３１号）の一部を次のように改正する。

別表第１使用料の欄を次のように改める。

使用料
４５０円
３００円
１６０円
５９０円
１６０円
３８０円
２４０円

別表第２中「４，２００円」を「４，７００円」に、「２，６００円」を「３，１００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第２の規定は、令和２年４月１日以後に発行する回数利用券について適用し、同日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。